

[第669回 大阪放送番組審議会議事録]

1. 開催日時 令和6年7月10日(水) 午後2時00分～3時00分

2. 開催場所 大阪放送 大会議室

3. 委員の出欠 委員の総数 6名

出席の総数 6名

出席委員の氏名 成瀬 國晴 河内 厚郎
鎌田 雅子 鳴海 勝
たつみ 都志 (書面参加)
内田 透 (書面参加)

放送事業者側出席者の氏名

吉野 達也 上野 慶子
志知 直哉 横井 宏司

4. 議題

1) 番組審議 『OBCゲットアフタヌーン! 金曜お昼は、めっちゃ方正!』

2) その他

5. 議事の概要

議題1) 『OBCゲットアフタヌーン! 金曜お昼は、めっちゃ方正!』について、番組の企画意図と内容を説明し、審議に入った。

社側 2024年4月からスタートした新番組で、メインは月亭方正が務めています。「山崎邦正」名義でのタレントとして有名ですが、40歳からは噺家となり、落語家「月亭方正」として活動しています。パートナーも以前はレポーターや司会などタレントとして放送業界に携わり、34歳で落語家になった露の紫です。二人とも過去には別の分野で芸能活動をしていて、「落語家」としてはほぼ同時期に入門、同期にあたります。ともに50代の二人

が、少し落ち着くこの時間に、がつつくことなく、「聴けば思わず口角が上がる180分」を目指して、毎週生放送でお届けしています。審議していただく内容は、2024年5月17日（金）のもので番組開始から7回目の放送分となります。オープニングは、ちょうど前週の金曜に「なんばグランド花月」で開催された『月亭方正独演会』の話から始まります。リスナーには「あなたの幸福感・達成感」のテーマでメッセージを募集し、番組Xでもアンケート機能を使い「うまい棒の好きな味」を求めました。ゲストコーナー「方正の部屋」には、吉本新喜劇ゼネラルマネージャーの間寛平さんを迎え、笑いもありつつも終始真剣なトークに、急遽、次のコーナーを休止し可能な限りお話を伺いました。

<各委員のご意見>

委員 オープニングトークの「月亭方正独演会」をなし終えたあとの「高揚感」の表現がとてもよかった。聴取者は50代男女という設定を考えると、「仕事などの準備段階で苦しい期間を越えたあとの達成感」という表現は、同調しやすいと思う。「ほめ上手な人のそばに居よう」という考え方に至る経験譚も説得力があった。

委員 大大阪時代を紹介したコーナー「方正のそうなんや〜」も、聴いていて得をしたと思わせる内容だった。大大阪時代の概略は知っていても、カギとなる数字、豆知識を随所に散りばめた構成には好感が持て、賢くなれる感じだ。個人的に、初代春団治の声を聴けたことにも感動した。

委員 ゲストコーナーでは、間寛平さんが赤裸々に語られた思い出話は特に聴きごたえがあった。方正さんの話の間合いや合いの手が非常に上手で、寛平さんの説明不足なところをさらっと補って、ご自身の感想も入れておりパーソナリティとして十分な手腕である。落語家となり新しい居場所を見つけ落語を知らない若い世代に、落語を伝えるという大きな使命をお持ちになったと感じる。

委員 お二人とも噺家ということで話のペース、声のトーンも落ち着いていて、内容の構成もしっかりしており心地よく聴けた。オープニングトークをはじめ、気を張らずに雑談を聞いているようで聴き流せる。個人的には初代桂春団治の音源を聴くことができ非常に驚いた。

委員 一番よかったのは間寛平さんの話。その時の色々な事を思い出す事ができた。テレビは驚き、意外性が前面に出るが、ラジオは自分自身も振り返ってしみじみと聴くことができるのが非常によいところだ。

委員 この二人は、いわゆる普段耳にする落語家とは違うように感じた。落ち着いていてしっかりとリスナーに対する寄り添った心遣いを感じられる。内々の楽屋話ではないのがよかった。方正さんも露の紫さんも元々が落語家ではなかったという事が、リスナー目線になっていて、この番組に成功をもたらしているのではないか。

社 側 貴重なご意見、ありがとうございました。

以上

6. 審議会の答申又は改善意見に対してとった措置および年月日

なし

7. 審議会の答申又は意見の概要を公表した場合におけるその公表内容・方法及び年月日

- ・ 「番組審議会だより」 （第669回大阪放送番組審議会議事録の要約）

「ラジオ大阪番組審議会レポート」 内で放送

放送日 令和6年8月11日（日）6時10分～6時15分

- ・ 「番組審議会だより」 （第669回大阪放送番組審議会議事録）
ラジオ大阪ホームページ (<http://www.obc1314.co.jp>) に掲載
- ・ 番組審議会の議事録の原本は事務局立ち会いのもと閲覧に応じる。

8. その他の参考事項

訂正放送または取り消しの放送の請求及び請求に対しての措置が無い旨を報告。

以上